

雫石町入札等適正執行監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、入札及び契約の内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図るため、雫石町入札等適正執行監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 雫石町が発注した工事・業務委託・物品購入等（以下「町発注工事等」という。）に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 町発注工事等のうち、委員会が抽出したものに関し、次の事項について意見交換を行うこと。
 - ア 一般競争入札参加資格の設定理由及び経緯
 - イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯
 - ウ 随意契約とした理由
- (3) 雫石町が実施する入札・契約制度について町に対して助言を行うこと。
- (4) 町発注工事等の入札及び契約手続の再苦情処理について助言を行うこと。
- (5) 入札・契約事務への不当な要求及び圧力を排除し、公正な職務執行を確保するための助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織し、委員は、知識経験者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

4 委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。

(助言)

第6条 委員会は、第2条第1号から第4号までに掲げる事務に関し、報告の内容又は対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で町長に対して助言を行うことができる。

2 委員会は、前項の助言を行った場合には、公表する。

(不当な要求及び圧力の排除)

第7条 委員会は、第2条第5号の事務に関し、町長から不当な要求及び圧力についての通知又は要望等の報告を受けたときは、その内容について意見交換を行う。

2 委員会は、前項の意見交換を終えたときは、その内容を踏まえて町長に助言を行う。この場合において、必要と認めるときは、書類を作成する。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約業務に係る調査及び研究に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。